

太田市渡良瀬川鉍毒根絶太田期成同盟会運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、過去の渡良瀬川鉍毒問題を風化させることなく、渡良瀬川の水質を継続して監視することを目的として、渡良瀬鉍毒根絶太田期成同盟会（以下「同盟会」という。）の行う事業に対し太田市渡良瀬川鉍毒根絶太田期成同盟会運営補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、同盟会が実施する次の事業とする。

- (1) 足尾銅山の山元対策の運動、監視及び調査に関する事業
- (2) 渡良瀬川水質保全のための運動、監視及び調査に関する事業
- (3) 汚染農地復元の推進に関する事業
- (4) その他鉍毒根絶に関する事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に掲げる事業のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1を基準とし、予算の範囲内で交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(書類の整備等)

第5条 補助金の交付の決定を受けた同盟会は、補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(補助金の返還)

第6条 市長は、同盟会の当該年度における収入支出決算において、著しく繰越金が生じたときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市渡良瀬川鉦毒根絶太田期成同盟会運営補助金交付要綱（平成14年4月1日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた者については、第5条及び第6条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

別表（第3条）関係

対象経費

①会議費	同盟会の行う会議及び常任委員会に係る費用
②事務費	事務所で使用する電気、ガス、水道、電話代及び事務用品の購入代
③交際費	他団体との交際に係る費用
④事業費	同盟会の行う山元調査、坪刈り、視察研修等に係る費用
⑤人件費	事務所に勤務する事務員の給料